

令和6年度琉球大学法科大学院
C日程 未修者コース 入試問題

記述式試験

令和6年1月21日（日曜日）
10時00分～10時45分（45分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 この試験では、問題冊子1部、解答用紙3枚、下書用紙3枚を配布します。
試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 解答は、必ず解答用紙に記入して下さい。解答に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 4 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 5 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 7 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。
問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 8 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】 次の文章を読み、以下の各設問に答えなさい。(合計 45 点)

問 1 (15 点)

下線部①に関して、筆者は、なぜ〈事実〉〈解釈〉〈意見〉の三層に分けての検討を提案しているのか、問題文に即して、簡潔に述べなさい。

実はもう一つ、少なくない人びとが「ナチスは良いこととした」と語りたがる理由がある。そういう主張によって、現代社会における「政治的正しさ(ポリコレ)」をひっくり返すことができるのではないかと考えられているのだ。

・・・(中略)・・・

歴史的事実をめぐるこうした問題を別の観点から整理すると、① 〈事実〉〈解釈〉〈意見〉の三層に分けて検討することができるかもしれない。

歴史学は何らかの形で真実性に立脚しなければいけない。それに反するものは主張の根拠とすることはできない。この点にはほとんどの人が同意するだろう。・・・(中略)・・・

もともと、こうした〈事実〉のレベルで片付けられる問題は、実はそれほど多くない。歴史学においておそらくもっとも重要な、しかし社会においてしばしば非常に軽視されがちな点が、二番目の〈解釈〉の層、歴史研究が積み重ねてきた膨大な知見である。

・・・(中略)・・・

「目的や文脈などはどうでもいい、良いものは良いのだ」と感じる人も、ひょっとしたらいるかもしれない。たしかに三つ目の層である〈意見〉は最終的には個人のものであるから、そのような考えをもつこと自体を止めることはできない。ただしそこでぜひとも知っておいてもらいたいのが、ドイツ語の「Tunnelblick」という言葉である。そのまま日本語に訳すと、「トンネル視線」とでもなるだろうか。自分にとって都合の良いところ(この場合は「ナチスの良いところ」だけ)を照らし出し、それ以外が見えなくなっている状態を指す。

〈解釈〉という層が非常に重要である理由が、まさにこの点にある。歴史研究の蓄積を無視して、〈事実〉のレベルから〈意見〉の層へと飛躍してしまうと、「全体像」や文脈が見えないまま、個別事象について誤った判断を下す結果となることが多いのである。

・・・(中略)・・・

もちろん、歴史研究者も万能ではない。思い違いをすることもあるし、他者の批判を受けてようやく認識の不足に気付くということもある。しかしだからといって、〈解釈〉

2024(令和6)年度記述式試験問題[C日程]

の層を飛び越してとよいということにはならない。〈事実〉から〈意見〉へと飛躍することの危うさは、何度でも指摘しておく必要があるだろう。〈意見〉をもつことはもちろん自由ではあるが、それはつねに〈事実〉を踏まえた上で、〈解釈〉もある程度はおさえたものでなくてはならない。

出典：小野寺拓也＝田野大輔『検証ナチスは「良いこと」もしたのか?』(岩波書店、2023)。

問2 (30点)

次の設例を読み、下線部②の時点において、Bは、「Aが死んでも構わないという気持ち」を抱いていたか否かについて、あなたの〈意見〉を論じなさい。その際、どのような〈事実〉に着目して、どのような〈解釈〉を経て、あなたの〈意見〉を導いたのかを明確にして、説得的に説明しなさい。本問でいう〈解釈〉とは、「歴史研究が積み重ねてきた膨大な知見」ではなく、「社会一般に受け入れられている経験則」であることを前提とせよ。本問は、受験生の法律的な知見を問うものではないことに留意されたい。

1 17歳のAは、45歳の父親Bの一人娘であるが、Bは日ごろAを大変にかわいがり、自分が高校を卒業していないことからAには無事卒業してもらいたいと願っていたが、Aは、数ヶ月前から、外泊を繰り返し、本件の一週間くらい前からは無断で外泊もするようになったので、Bは厳しく注意をしていた。

2 Bは、飲酒すると攻撃的になって、ささいなことでも自分の思うようにならないと怒り出し、「ぶち殺すぞ。」などと言って妻Cに対して暴力を振るったり、食器等の物を投げつけたりすることがよくあった。

3 Aは、令和6年1月10日、家族に行き先を告げずに外出して帰らなかった。翌朝、Bは起きてすぐ残りの焼酎一合分を飲んだ。Bは、午前8時過ぎころ、帰宅したAに対し、「お前どこに行っていたんだ。お前なんかいない。出て行け。ぶっ殺してやる。」などと激怒して怒鳴りつけたのに対し、Aが、「くそじじい。」などと口答えをして口論となった。Cは、Aに逃げるように言ったので、Aは玄関から屋外に逃げ出した。すると、Bは、再び台所の流しの下から出刃包丁(長さ：約13.2センチメートル、重さ：約178グラム)を持ち出し、「殺してやる。」とつぶやきながら外に出た。

4 BはAを追いかけて、玄関から外に出て、②右手に持った出刃包丁を振り上げて、階段を降りつつあったAの後頭部に投げつけた。

5 Bが投げた出刃包丁は、Aの後頭部に突き刺さり、その後階段上に落下した。Aは、出刃包丁が当たった後、両手を後頭部にあてたまま、その場に倒れ込んだ。Cが慌てて、「救急車を呼ばなくては」と述べた際、Bは、「そんな必要はない」と述べた。

6 Aは、左後頭部に深さ約3センチメートルの小脳に達する怪我を負い、令和6年1月11日午後11時51分ころ、収容先の病院で死亡した。

以上

【出題趣旨】

未修者に対する法律文書作成教育では、「事実」と「評価」を峻別した上で、説得的に自身の「結論」を導くことの重要性が説かれる。そこで、設問1において、〈事実〉〈解釈〉〈意見〉を峻別することの重要性を論じる平易な文章を素材に、筆者の主張の意図を把握する基礎的な能力の有無を測ることを目指した。次に、設問2において、平易化した刑事事件の事案（横浜地方裁判所平成10年4月16日判例タイムズ985号300頁）を素材として、設問1における文章の趣旨を、具体的な事例において当てはめることができるかを試し、以て、受験者における、「事実」を「評価」し「結論」を導くという、法律学修の基本として求められる素養を測ることを狙いとする。

【採点基準】（45点満点）

問1 合計15点

1 基礎点（小計12点）

ナチスの諸政策に関して、「事実」「解釈」「意見」に分解して考察することによる効用について、「事実」「解釈」「意見」について、それぞれを「問題文に即して」分析的に検討できているか。なお、問題文において参照が期待される箇所例は次のとおりである。

●事実に関して（2点）

- ・「歴史学は何らかの形で真実性に立脚しなければいけない」

●解釈に関して（7点）

- ・「二番目の〈解釈〉の層、歴史研究が積み重ねてきた膨大な知見である。」
- ・「歴史研究の蓄積を無視して、〈事実〉のレベルから〈意見〉の層へと飛躍してしまうと、「全体像」や文脈が見えないまま、個別事象について誤った判断を下す結果となることが多い」

●意見に関して（3点）

- ・「ただしそこでぜひとも知っておいてもらいたいの、ドイツ語の「Tunnelblick」という言葉である。そのまま日本語に訳すと、「トンネル視線」とでもなるだろうか。自分にとって都合の良いところ（この場合は「ナチスの良いところ」だけ）を照らし出し、それ以外が見えなくなっている状態を指す。」
- ・「〈意見〉をもつことはもちろん自由であるが、それはつねに〈事実〉を踏まえた上で〈解釈〉もある程度はおさえたものでなくてはならない。」

2 裁量点 (小計 3 点)

- ・採点者において、全体的な論理性や表現方法に工夫が認められると思われる場合には、3点の裁量点を与える。

問2 合計 30 点

1 基礎点 (小計 25 点)

① 事実・解釈・意見の峻別(5点)

- ・これらを峻別して論じることが概ねできていれば、5点。
- ・峻別が意識されている箇所とそうでない箇所が混在している場合には、2点。
- ・峻別が意識されていない場合には、0点。

② 豊富な事実の摘示(5点)

- ・多くの事実を指摘することができている場合には、5点。
- ・複数の事実を指摘することができている場合には、3点。
- ・少数の事実しか指摘することができていない場合には、0点。

③ 経験則に照らした解釈(12点)

- ・「事実」から「意見」に至るまでの説明を、自分自身の言葉に即して説得的に記載されている場合には、12点。
- ・「事実」から「意見」に至るまでの説明を、自分自身の言葉に即して説得的に記載されているが、やや不十分である場合には、8点。
- ・「事実」から「意見」に至るまでの説明を意識しようとしているが、不十分または説得的ではない(社会通念から離れた独自の思い込みで記載している)場合には、4点。
- ・「事実」から「意見」をそのまま導いてしまっている答案については、0点。

④ 意見の提示(3点)

- ・BがAに対して包丁を投げつけた時点において、Bは、「Aが死んでも構わないという気持ち」を抱いていたか否かについて、明確に意見(「結論」に相当するもの)の提示がなされている場合には、3点。
- ・そうでない場合には、0点

2 裁量点 (小計 5 点)

- ・採点者において、全体的な論理性や表現方法に工夫が認められると思われる場合には、5点、3点のいずれかの裁量点を与える。

2024(令和6)年度記述式試験問題[C日程]

- ・基礎点の採点項目②、③について、極めて優れた記載が認められる場合には、5点、3点のいずれかの裁量点を与える。一例として、②について、他の受験生と比べて豊富な事実を摘示した答案、③について、自身の立場とは反対方向に作用する事実についても、摘示し、解釈を行うことができている場合などを、想定する。
- ・裁量点の上限は5点である。合計が5点を上回る場合でも、裁量点は「5点」とする。